

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項に基づき長泉町から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見をこの公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）エブリィビッグデー長泉店 駿東郡長泉町竹原字谷口287-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ビッグ富士 浜松市東区天王町611-2 代表取締役 村上征也

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設

4 届出年月日

令和元年6月28日

5 意見の概要

騒音発生源となる送風機等の施設が騒音規制法第2条の特定施設に該当する場合には、騒音規制法第6条及び静岡県生活環境保全等に関する条例第53条に基づき、長泉町に届出をするとともに、騒音の予測値が騒音規制法に係る規制値を超過する場合には、騒音規制法第5条及び静岡県生活環境保全等に関する条例第52条に基づき下回るよう対策を講じること。